美濃市屋外広告物条例について

～知っておきたい屋外広告物の表示ルールと手続きの概要～

美観・風致の維持及び危険防止を図るため、屋外広告物を表示する場合や方法について、屋外広告物法や屋外広告物条例によりルールが定められています。
市内において、屋外広告物の表示や、屋外広告物を掲出する物件を設置する場合には、事前の許可申請手続きが必要となります。

①屋外広告物とは…

屋外広告物とは、建物などの外で表示されている**はり紙**や**はり札**、**立看板**、**広告板**、**広告塔**などをいい、屋外広告物法では「屋外広告物」を、次の４つの要件をすべて満たすものとして定義しています。（屋外広告物法第2条）その内容が営利的かどうかは問いません。

○「常時又は一定の期間継続して表示」されるものであること
・4，5日程度の短期間のみ表示される場合は、一般的に継続性は認められないものとして取り扱います。

○「屋外で表示」されるものであること
・建物のガラスの内側に貼られたものなど屋内に存在するものは法の規制の対象にはなりません。

○「公衆に表示」されるものであること
・単に不特定多数に対して表示するという意味ではなく、建物の管理権等から総合的に判断します。

○「看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出・表示」されるものであること
・「その他工作物等」とは、煙突や塀、岩石、樹木等をいいます。

②禁止物件について（原則として次の物件には屋外広告物を掲出することができません）

①主なものとして以下に掲げる物件があります

・橋、トンネル、高架構造物、分離帯、街路樹、信号機、道路標識、消火栓、郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所など

②電柱その他これに類するものには、はり紙、はり札等、広告旗もしくは立看板等を掲出できません。

③道路の路面には、広告物を表示できません

③禁止及び許可地域について

禁止地域　（原則として屋外広告物を掲出することができない地域）

市内における具体的な禁止地域は、次のとおりです

①都市計画法により定められた区域（条例第4条第1号）

第1種及び第2種低層住居専用地域（藍川団地、笠神地区の一部）

伝統的建造物群保存地区（美濃市美濃町伝統的建造物群保存地区）

②文化財保護法により指定された区域（条例第4条第2号）

長蔵寺(上野)　（境内地の全域）

鹿苑寺地蔵堂(立花)及び小坂家住宅(相生町)　（指定建造物の周囲から50m以内の区域）

弥勒寺跡附丸山古窯跡（大矢田）　（指定区域内）

楓谷のヤマモミジ樹林（大矢田）　（指定区域内）

洲原神社ブッポウソウ繁殖地(洲原)　（指定区域内）

③自然環境保全法、岐阜県自然環境保全条例により指定された区域（条例第4条第6号）

小倉山及び鶴形山　（指定区域内）

④高速自動車国道、自動車専用道路の全区間（条例第4条第7号）

東海北陸自動車道及び東海環状自動車道　（市内の全区間）

⑤道路、鉄道等で市長が指定する区間（条例第4条第8号）

一般国道156号　（県道美濃洞戸線の交点から郡上市境）

⑥道路、鉄道等から展望することができる地域で、市長が指定する区域（条例第4条第9号）

東海北陸自動車道及び東海環状自動車道　（市内の全区間の路線の両側500m未満の区域ただし、用途地域が定められている区域を除く）

主な地域は上記のとおりですが、詳しくは担当課までお問い合わせください。

許可地域　（原則として屋外広告物を掲出するのに許可が必要な地域）

禁止地域を除く市内全域が許可地域となります。なお、下記の区域は設置基準が異なります。

道路、鉄道等から展望することができる地域で、市長が指定する区域（条例第6条第6号）

東海北陸自動車道及び東海環状自動車道	**（市内の全区間の路線の両側1000m以内の区域ただし、禁止地域等の区域を除く）**
一般国道156号	**（県道美濃洞戸線との交点から郡上市境までの路線の両側1000m以内の区域）**
長良川鉄道越美南線	**（市内の全区間の路線の両側1000m以内の区域）**

④許可の基準（設置基準）について

1. 自家広告物：　自己の氏名、名称、店名、商標又は事業・営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、作業所に掲出するもの

許可地域

※ただし、1事業所等あたり合計10㎡以下のものについては許可申請不要

広告物の種類	設　置　基　準
野立広告物	・表示面積：1個50㎡以下　・高　さ：15m以下
屋上広告物	・個　数：1つの建築物につき1個（堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし） ・表示面積：20㎡以下（堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ・高　さ：地表から広告物掲出箇所までの高さの2／3以下
壁面広告物	・表示面積：次の2つとも満たすこと ・1個30㎡以下（堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ・同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の1／2以下
突出広告物	・個　数：1壁面につき1個（堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし） ・表示面積：20㎡以下（堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ・下端の高さ：歩道上にあっては地表から2.5m以上 車道上にあっては地表から4.7m以上 ・道路上への出幅：1m以下

禁止地域

広告物の種類	設　置　基　準
野立広告物 屋上広告物 壁面広告物 突出広告物	・表示面積：1事業所等につき表示面積の合計が50㎡以下 ・その他の基準：広告物の種類に応じて許可地域の設置基準を満たすこと

2. 案内用広告物：　自己の住所、事業所、営業所又は作業所を知らせるため、その付近に掲出するもの

道　標　等：　道標、案内図板その他公衆の利便に供する広告物

許可地域

広告物の種類	道路、鉄道から展望できる地域で、市長が指定する区域で用途地域外の設置基準	左の区域以外の設置基準
野立広告物	・表示面積：1面4㎡以下　合計8㎡以下 ※集合看板　1面20㎡以下　合計40㎡以下	・表示面積：1面20㎡以下　合計40㎡以下
屋上広告物 壁面広告物 突出広告物	・広告物の種類に応じて自家広告物の許可地域の設置基準を満たすこと	・広告物の種類に応じて自家広告物の許可地域の設置基準を満たすこと

禁止地域

広告物の種類	設　置　基　準
野立広告物 屋上広告物 壁面広告物 突出広告物	・表示面積：1面2㎡以下　合計4㎡以下 集合看板　1面10㎡以下　合計20㎡以下 ・高　さ：野立広告物のみ5m以下 ・その他の基準：広告物の種類に応じて自家広告物の許可地域の設置基準を満たすこと

⑤屋外広告物設置・表示などの手続き

美観・風致の維持及び危険防止を図るため、屋外広告物（一部適用除外になるものがあります）は、美濃市屋外広告物条例に基づく市長の許可が必要となります。

～ 手 続 き の 流 れ ～

- 事前相談
  - → 許可申請不要
- 許可申請 ･･･条例第6条、第7条第4項
- 審査
- 手数料入金 ･･･納入済通知書兼領収書による納入
- 許可
- 広告物設置工事・表示 ･･･許可シールの貼付
  - → 広告物の変更・改造（条例第11条第1項）
  - → 申請者・管理者の変更（条例第22条）
- 許可期間満了
  - → 許可期間の更新をしない場合 → 除却届（条例第22条）
- 更新申請（条例第10条第2項）

【屋外広告物を設置・表示する方へ】

○必ず事前にご相談ください

屋外広告物の多くは許可が必要です。許可申請に先立ち、担当課へご相談ください。

○許可申請に伴い手数料がかかります

設置・表示する広告物の数や表示面積に応じて許可申請手数料がかかります。詳細は担当課までお問合せください。

○関係法令の許可が必要となる場合があります

道路を占有・使用する場合には、道路占用許可や道路使用許可が必要となります。また、高さが４ｍを超える広告塔や広告板等を設置する場合には建築確認が必要です。

○許可シールを貼ってください

許可を受けた屋外広告物へは、発行する許可シールを必ず貼付けてください。

○良好な状態を保つようにしてください

屋外広告物の倒壊や落下を防ぐため、管理者は、安全点検を実施し、常に良好な状態を保つようにしてください。

⑥お問合せ先

美濃市役所　建設部　都市整備課

〒501－3792　　岐阜県美濃市1350番地

TEL　0575－33－1122

FAX　0575－31－0052